

税務訴訟資料 第259号-221 (順号11334)

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・岸和田税務署長

平成21年11月26日棄却・不受理・確定

(第一審・大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号ないし第●●号、平成19年6月28日判決、本資料257号-129・順号10738)

(控訴審・大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年3月26日判決、本資料259号-58・順号11171)

決 定

上告人兼申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	増市 徹
被上告人兼相手方	岸和田税務署長 熊木 豊
同指定代理人	宗野 有美子

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成21年11月26日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 甲斐中 辰夫

裁判官 涌井 紀夫

裁判官 宮川 光治

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。